

第十三号議案

江戸川区事務手数料条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十七年二月十七日

提出者 江戸川区長 多田正見

江戸川区事務手数料条例の一部を改正する条例
 江戸川区事務手数料条例（昭和五十一年三月江戸川区条例第八号）の一部を次のように改正する。

別表第二都市開発部の表第一項を次のように改める。

<p>一 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第四項又は第十八条第三項（同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物に関する確認（当該建築物を新築し、増築し、改築し、又は移転する場合（二の項に掲げる場合及び同一敷地内において移転する場合を除く。）に係るものに限る。）の申請又は計画の通知に対する審査</p>	<p>建築物の建築に関する確認申請又は計画通知手数料</p>	<p>当該建築に係る部分の床面積の合計に應じ、次に掲げる額（申請に係る計画に建築基準法第六条の三第一項ただし書又は第十八条第四項ただし書の規定に基づき、構造計算に関する高度の専</p>	<p>確認申請又は計画通知のとき</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------

門的知識及び技術を要する者として国土交通省令で定める要件を備える者（以下「特定建築基準適合判定資格者」という。）である建築主事が、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第九条の三に規定する特定構造計算基準

又は特定増改
築構造計算基
準に適合する
かどうかの審
査（以下「特
定建築基準適
合審査」とい
う。）を行う
部分が含まれ
る場合におい
ては、当該部
分ごとに一の
二の項に掲げ
る額の手数料
を加えた額、
同法第八十七
条の二に規定
する昇降機に

ル	方	(二)	円	五	も	ル	方	(一)	額	数	掲	又	に	該	お	ま	係
を	メ			千	の	以	メ		）	料	げ	は	つ	昇	い	れ	る
超	丨	三		六		内	丨	三		を	る	六	い	降	て	る	部
え	ト	十		百		の	ト	十		加	額	の	て	機	は	場	分
え		平						平		え	の	項	、	一	、	合	が
、										た	手	に	五	基	当	に	含

			(六)						(五)						
メ	二	を	メ	円	三	内	一	千	ル	方	円	一	の	以	メ
一	千	超	一		万	の	ト	平	を	メ	五	万		内	一
ト	平	え	ト		五	も	ル	方	超	一	百	九		の	ト
ル	方	、	ル		千	の	以	メ	え	ト	平	千		も	ル

の申請又は計画の通知に対する	に基づく建築物に関する確認	用する場合を含む。の規定	第八十七条第一項において準	項又は第十八条第三項（同法	一の二 建築基準法第六条第四
合審査手数料	定建築基準適	通知に係る特	申請又は計画	に関する確認	建築物の建築
掲げる額	に応じ、次に	床面積の合計	を行う部分の	基準適合審査	当該特定建築
			のとき	は計画通知	確認申請又

別表第二都市開発部の表第一項の次に次の一項を加える。

(九)									
四	四	る	ル	方		九	二	の	以
千	十	も	を	メ	五	千	十		内
円	七	の	超	ー	万	円	四		の
	万		え	ト	平		万		も

	(五)							(四)							
ル	方	九	三	の	以	メ	五	ル	方	円	二	の	以	メ	一
を	メ	千	十		内	ト	万	を	メ	十		内	ト	万	
超	ト	万	一		の	ル	平	超	ト	四		の	ル	平	
え		平	万		も		方	え		万		も		方	

別表第二都市開発部の表第二項中「又は改築する場合」を「改築し、又は移転する場合（同一敷地内において移転する場合を除く。）」に改め、「に建築基準法」の下に「第六条の三第一項ただし書又は第十八条第四項ただし書の規定に基づき、特定建築基準適合判定資格者である建築主事が、特定建築基準適合審査を行う部分が含まれる場合においては、当該部分ごとに一の二の項に掲げる額の手数料を加えた額、同法」を削り、「同一敷地内において」を、「に建築基準法」の下に「第六条の三第一項ただし書又は第十八条第四項ただし書の規定に基づき、特定建築基準適合判定資格者である建築主事が、特定建築基準適合審査を行う部分が含まれる場合においては、当該部分ごとに一の二の項に掲げる額の手数料を加えた額、同法」を加え、「申請を除く。」を「申請を除く。）」に改め、「ただし、建築基準法第六条第五項の規定により構造計算適合性判定を求めなければならないものは、一の項額の欄の2に掲げる額を加算した額とする。」を削り、同項の次に次の一項を加える。

るもの
五十八万
七千円

<p>三の二 建築基準法施行令第百三十七条の十六第二号の規定に基づく建築物の移転の認定の申請に対する審査</p>	<p>建築物の移転 認定申請手数料</p>	<p>一件につき 二万八千円</p>	<p>認定申請のとき</p>
----------------------------------------------------------	---------------------------	------------------------	----------------

別表第二都市開発部の表第四項中「建築物を」の下に「同一敷地内において」を、「に建築基準法」の下に「第六条の三第一項ただし書又は第十八条第四項ただし書の規定に基づき、特定建築基準適合判定資格者である建築主事が、特定建築基準適合審査を行う部分が含まれる場合においては、当該部分ごとに一の二の項に掲げる額の手数料を加えた額、同法」を加え、「ただし、建築基準法第六条第五項の規定により構造計算適合性判定を求めなければならないものは、一の項額の欄の2に掲げる額を加算した額とする。」を削り、同表第九項中「第十八条第十五項」を「第十八条第十七項」に、「又は改築する」を「改築し、又は移転した」に改め、「掲げる場合」の下に「及び同一敷地内において移転した場合」を加え、同表第十項中「第十八条第十五項」を「第十八条第十七項」に改め、「建築物を」の下に「同一敷地内において」を加え、同表第十一項及び第十二項中「第十八条第十五項」を「第十八条第十七項」に改め、同表第十三項中「第十八条第十五項」を「第十八条第十七項」に、「又は改築した場合」を「改築し、又は移転した場合（同一敷地内において移転した場合を除く。）」に、「の新築、

増築又は改築」を「の新築、増築、改築又は移転（同一敷地内において移転した場合は除く。）」に、「当該新築、増築又は改築」を「当該新築、増築、改築又は移転」に改め、同表第十四項中「第十八条第十五項」を「第十八条第十七項」に改め、「建築物を」の下に「同一敷地内において」を、「建築物の」の下に「同一敷地内における」を加え、同表第十五項及び第十六項中「第十八条第十五項」を「第十八条第十七項」に改め、同表第十七項及び第十八項中「第十八条第十五項」を「第十八条第二十項」に改め、同表第十九項中「第七条の六第一項第一号」の下に「若しくは第二号」を加え、「第十八条第二十二項第一号」を「第十八条第二十四項第一号若しくは第二号」に、「の承認」を「の認定」に、「仮使用承認申請手数料」を「仮使用認定申請手数料」に、「承認申請のとき」を「認定申請のとき」に改め、同表第三十九項の次に次の一項を加える。

<p>三十九の二 建築基準法第六十条の三第一項ただし書の規定に基づく建築物の高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査</p>	<p>特定用途誘導地区内の建築物の高さに関する制限の適用除外に係る許可申請手数料</p>	<p>一件につき十六万円</p>	<p>許可申請のとき</p>
-----------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------	------------------	----------------

別表第二都市開発部の表第四十項中「第六十七條の二第三項第二号」を「第六十七條の三第三項第二号」に改め、同表第四十一項中「第六十七條の二第三項第二号」を「第六十七條の三第五項第二号」に改め、同表第四十二項中「第六十七條の二第九項第二号」を「第六十七條の三第九項第二号」に改め、同表第七十五項を次のように改める。

<p>七十五 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十一年法律第八十七号）第六条第一項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査</p>	<p>長期優良住宅建築等計画に関する認定申請手数料</p>	<p>次の1から3までに掲げる区分及び当該申請に係る住宅が属する一の建築物の床面積の合計に応じ、次に掲げる額（当該住宅が一户建ての住宅（住宅の用途以外用途に供す</p>	<p>認定申請のとき</p>
----------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------	----------------

一の建築物に、
があつた場合、
に基づく申出
第二項の規定
る法律第六條
の促進に關す
良住宅の普及
併せて長期優
へ当該申請に
に掲げる額）
（一）又は3の
1の（一）2の
に於いては、
じ。）の場合
る。以下同
ないものに限
る部分を有し

ついで一の項の規定により算定した手数料の額を加えた額を、当該建築物における認定申請戸数で除して得た額へ百円未満の端数があるときは、百円未満の額を切り捨てて得た額)

1 併せて東京都市知事が指定する者が作

成した長期優良住宅の普及の促進に関する法律第六條第一項各号（第三号を除く。）に掲げる基準に適合していることが提出された場合（一）メートル以内のもの

二	内	一	千	ル	方	(三)	円	一	の	以	メ	五	を	メ	(二)	円	七
万	の	ト	平	を	メ	五	万	万		内	一	百	超	一	百		千
三	も	ル	方	超	一	百	三	三	の	ト	平	え	、	ト	平		二
千	の	以	メ	え	ト	平	千	千	も	ル	方			ル	方		百

(四)

円

メ
ト
ル

を
超
え
、

二
千
五
百

平
方
メ
ト
ル

ト
ル
以
内

の
も
の

三
万
二
千

円

(五)

百
平
方
メ

ト
ル
を

超
え
、

千
平
方
メ

ト
ル
以

内
の
も
の

六
万
千
円

2

六 十 年 (す 促 品 せ 申 円 十 の 以 メ 一 ル 方 (六)
条 一 法 平 る 進 質 て 請 十 万 内 の ト 万 平 方 五
第 号 律 成 る 等 確 住 請 万 四 の の ト 平 方 千
一 第 第 十 法 促 品 せ 申 円 十 の 以 メ 一 ル 方 五
項 第 八 一 律 進 質 て 請 十 万 四 の の ト 平 方 千
一 第 八 一 律 進 等 確 保 の 宅 の 併 千 平 方 米 ト 平

の設計住宅
性能評価書
（同法第五
条第一項の
住宅性能評
価に係る部
分について
長期優良住
宅の普及の
促進に關す
る法律第六
条第一項第
一号に掲げ
る基準に適
合し、かつ、
当該住宅性
能評価の安
ち

九	内	一	千	ル	方	(三)	円	五	の	以	メ	五	を	メ	(二)	円	一
万	の	ト	平	を	メ	五		万		内	一	百	超	一	百		万
二	も	ル	方	超	一	百		七	の	の	ト	平	え	ト	平		六
千	の	以	メ	え	ト	平		千	も	も	ル	方	、	ル	方		千

						(五)							(四)		
二	内	一	千	超	一	百	千	十	の	ト	平	二	を	メ	円
十	の	ト	平	え	ト	平	円	七	も	ル	方	千	超	一	千
九	も	ル	方	、	ル	方	二	万	の	以	メ	五	え	ト	平
万	の	以	メ	五	を	メ	五	二		内	一	百	、	ル	方

(四)	千	十	内	一	千	ル	方	(三)	円	十	の	以	メ	五	を	メ	(二)
千	円	七	の	ト	平	を	メ	五	万	万	内	内	一	百	超	一	百
平		万	も	ル	方	超	一	百	九	千	の	も	ト	平	え	ト	平
方		五	の	以	メ	え	ト	平	千		も	ル	方		、	ル	方

(六) 七千円 六十一万 内のもの 一トル以 千平方メ 超え、五 一トルを 百平方メ 二千五 五千円 三十四万 のもの トル以内 平方メ一 二千五百 を超え、 メートル

<p>許可の申請に対する審査</p> <p>建築物の容積率に関する特例の</p> <p>五条第一項の規定に基づく建</p> <p>十四年法律第七十八号）第百</p> <p>の円滑化に関する法律（平成</p> <p>七十九 マンションの建替え等</p>	<p>要除却認定マ</p> <p>ンションの建</p> <p>替えにより新</p> <p>たに建築され</p> <p>るマンション</p> <p>の容積率の特</p>	<p>一件につき</p> <p>十六万円</p>	<p>許可申請の</p> <p>とき</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------	------------------------

別表第二都市開発部の表第七十六項中「又は2の(一)から(六)まで」を「、2の(一)又は3の(一)から(六)まで又は3の(一)から(六)まで」に、「(一)又は2の(一)」を「(一)、2の(一)又は3の(一)」に改め、同表第七十八項の次に次の一項を加える。

		<p>千円</p> <p>百六万二</p> <p>の</p> <p>以内のも</p> <p>メートル</p> <p>一万平方</p> <p>ルを超え、</p> <p>方メートル</p>	
--	--	----------------------------------------------------------------------------------------------	--

別表第二都市開発部（都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）に基づく審査の事務に限る。）の表第一項中「一の項額の欄の1の本文、二の項額の欄の本文、三の項額の欄の本文又は四の項額の欄の本文」を「一の項額の欄、二の項額の欄、三の項額の欄又は四の項額の欄」に、「構造計算適合性判定を要する」を「特定建築基準適合審査を行う」に、「一の建築物について同表一の項額の欄の2、二の項額の欄のただし書、三の項額の欄のただし書又は四の項額の欄のただし書」を「特定建築基準適合審査を行う部分ごとに同表一の二の項額の欄」に改める。

付 則

	例許可申請手 数料

この条例は、平成二十七年六月一日から施行する。ただし、別表第二都市開発部の表第三十九項の次に一項を加える改正規定、同表第七十五項及び同表第七十六項の改正規定並びに同表第七十八項の次に一項を加える改正規定は、同年四月一日から施行する。

(説明)

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)の改正に伴い、建築主事が第三者機関に建築物の構造計算適合性判定を依頼する際の手数料を廃止するとともに、確認審査が比較的容易にできる構造計算について、専門的な知識及び技術を有する建築主事が審査を行う場合の手数料等を定めるほか、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。